

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 48 号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 12 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「37,920 円」を「36,250 円」に改め、同項第 2 号中「56,880 円」を「54,580 円」に改め、同項第 3 号中「56,880 円」を「54,980 円」に改め、同項第 4 号中「68,260 円」を「71,710 円」に改め、同項第 5 号中「75,840 円」を「79,680 円」に改め、同項第 6 号中「91,010 円」を「95,620 円」に改め、同項第 7 号中「98,590 円」を「103,580 円」に改め、同項第 8 号中「113,760 円」を「119,520 円」に改め、同項第 9 号中「128,930 円」を「135,460 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 政令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 151,390 円
- (11) 政令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 167,330 円
- (12) 政令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 183,260 円
- (13) 政令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 191,230 円

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「22,760 円」を「22,710 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「37,920 円」を「38,650 円」に改め、同条第 4 項中「

令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「
53,090 円」を「54,590 円」に改める。

第 6 条第 3 項中「または第 8 号口」を「、第 8 号口、第 9 号口、第 10
号口、第 11 号口または第 12 号口」に、「第 8 号まで」を「第 12 号
まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条および第 6 条第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年
度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定め、および介護保険法
施行令の一部改正に伴い保険料率の算定に係る第 1 号被保険者の区分を
改めるため